

第 320 回令和 8 年 6 月臨時会が 6 月 26 日に開かれました

令和 8 年 6 月定例会において修正議決された議案第 58 号について、異議があるため、市長から地方自治法第 176 条第 1 項の規定により、再議書が提出されました。

再議の主な理由は、第二附属棟建設に伴う駐車場不足の解消が、市民の利便性向上に不可欠であり、事業には歩道の改修も含まれていることから、転倒防止などの安全対策として早期着手が必要とのことでした。また、緑地面積は法令及び条例基準を満たしており、恒常的な駐車スペース確保のためには、借地よりも資産形成につながる自前の整備が適当であるとのことでした。

討 論

先の議決（修正案可決）に賛成

- ・修正議決をしっかりと受け止め、公用車の配置見直しや職員駐車場の分散、借地の活用など対応策を時間をかけて検討してほしい。すぐに再議をされたのは議会軽視と考える。

先の議決（修正案可決）に反対

- ・市民の利便性向上のために、使われていない遊歩道など空きスペースを有効活用することは行

政として重要な視点であり、市民、職員および公用車の駐車スペースの確保と広い駐車枠の駐車場整備は有用である。

議決結果

賛成 8、反対 7 となり、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成（特別多数議決）を要するため、先の議決を否決
その後、原案の議案第 58 号の採決が行われ、賛成 7、反対 7 の賛否同数となり、議長裁決で原案否決

再議とは？

地方自治法第 176 条第 1 項は、議会の議決や選挙等に異議がある場合、市長がその理由を示して再議に付す「再議権」を規定しています。一方、第 177 条第 1 項は、議会の議決が義務費（住民の生命や法令上の義務に関わる経費）の削除や減額など、長として執行困難な場合に、その見直しを求める「再議権」を規定しています。いずれも市長が議会の決定を再検討させるための重要な権限です。

第 321 回令和 8 年 7 月臨時会が 7 月 2 日に開かれました

令和 8 年 6 月臨時会において原案否決された議案第 58 号について、市長から法令により負担する経費である生活保護費（追加支給分）が含まれ、当該経費を削除するものであるため、地方自治法第 177 条第 1 項の規定により、再議書が提出されました。

討 論

先の議決（原案否決）に賛成

- ・修正案は駐車場整備費 6,700 万円の削減のみで、生活保護費の支給など他の補正予算は認めていた。市長が再議をかけられた結果、このような状況になっている。

先の議決（原案否決）に反対

- ・生活保護費の支給は法令に基づいているもので

実施すべきである。他の事業も市民サービス向上を図るもので進めるべきである。

議決結果

賛成 7、反対 7 の賛否同数となり、議長裁決で先の議決を可決
（⇒ 議案第 58 号は第 320 回臨時会の議決結果である原案否決となりました。）

再議の結果、生活保護費（追加支給分）はどうなる？

再議は可決（原案否決を可とする）となりましたが、議案第 58 号の生活保護費（追加支給分）については義務費となるので、地方自治法第 177 条第 2 項の規定により、義務費に係る経費及びこれに伴う収入を予算に計上し、その経費を支出することが可能となりました。